

前橋市病児保育預かり基準
(新型コロナウイルス感染症に関わるもの)

令和4年3月29日制定
(4月1日利用分から)

| 利用予定児童等の状況 | 条件等 |
|------------------------------|---|
| ①児童本人の感染が判明し、又は濃厚接触者と認定された場合 | 医師が治癒を認めるまでの間又は健康観察期間中は利用することができません。 |
| ②児童本人に発熱等の風邪様症状がみられる場合 | <p>①同居する家族内に「濃厚接触者等で健康観察中の者」「体調不良者（発熱又は呼吸器疾患症状※）」のいずれもないこと、②新型コロナウイルスに感染した者と発症前のおおむね2日以内に接触歴がないことが利用の条件となります。※呼吸困難・咳・咽頭痛・その他息苦しさ</p> <p>【PCR検査又は抗原検査の受検のお願い】 利用条件を満たす場合でも、かかりつけ医等でPCR検査又は抗原検査を受検することを極力お願いいたします。 受検されていない場合、予約時の聞取り等を通じ状況によっては施設から利用をお断りされる場合もあります。</p> <p>利用条件①②にかかわらず、児童本人がPCR検査で陰性判定が出ていれば利用することはできます。</p> |

※ 利用児童の状況を踏まえ、感染リスクが特に懸念されるようなケースでは、各施設が受入れをお断りする場合があります(利用規約第9条第2号及び第6号)。